

附属編 交付対象事業及び国費の算定方法

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（以下単に「交付要綱」という。）第4条に規定する交付対象事業（国土交通大臣が所管するものに限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第5条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1 地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）

1. 交付対象事業の要件

①対象事業要件

地域の運動施設の整備事業とは、以下の1) から3) までの要件を満たす公園・広場の整備に関する事業をいう。

- 1) 実施要綱第4の1及び4の二の①から③までの要件を満たす公園・広場。
- 2) 対象事業の一箇所当たりの事業対象面積が原則として500㎡以上であること。
- 3) 公園・広場については、原則として都市公園として管理するもの（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、広場として管理するもの）。

②総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計事業費が15百万円×計画年数以上であるもの。

2. 地域の運動施設の整備事業計画

本事業を行うとする地方公共団体は、定住緊急支援事業計画に、次の各号に掲げる事項を定めた地域の運動施設の整備事業計画を記載するものとする。

- ①子どもの運動機会の確保が十分に図られていない等の事由を踏まえた事業の必要性
- ②事業目的（子どもの運動機会の確保）の達成方針と整備内容
- ③当該地方公共団体における都市公園等に係る計画（緑の基本計画等）との整合性
- ④当該地方公共団体の広域の住民による活用の促進に関する配慮事項

- ⑤交付金による施設の整備とあわせ運動の効果を一層向上させるための取組に関する事項

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- ①園路又は広場
- ②植栽その他の修景施設
- ③休憩所、ベンチその他の休養施設
- ④ぶらんこ、滑り台その他の遊戯施設
- ⑤運動施設
- ⑥便所、水飲場その他の便益施設
- ⑦門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設

4. 交付対象

地方公共団体

5. 地域の運動施設都市公園の整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、地域の運動施設の整備事業の実施に要する費用の2分の1とする。

2 子育て定住支援賃貸住宅の建設

1. 交付対象事業

1-1 交付対象事業

子育て世帯の帰還・定住を促進するため、実施要綱第5の1の一の⑤に規定する子育て定住支援賃貸住宅の建設を行う事業（以下「子育て定住支援賃貸住宅整備事業」という。）を交付対象事業とする。

1-2 交付対象事業の要件

（1）実施要綱第4の4の三の②に掲げる事項（以下「供給計画」という。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 子育て定住支援賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該子育て定住支援賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して以下に定める基準に適合するものであること。

イ 各戸の床面積については、40㎡以上125㎡以下であること。

ロ 住宅の構造は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2イに掲げる基準に該当する住宅

(2) 建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する住宅又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として次に掲げる要件に該当する住宅として次の(一)から(四)までに掲げる基準に該当する住宅

(一) 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること。

(二) 屋根が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(三) 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(3) 防火上及び避難上支障がないものとして県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）が認める構造の住宅

ハ 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

二 子育て定住支援賃貸住宅の入居者の資格を（2）の規定に基づき定めるものであること。

三 子育て定住支援賃貸住宅の家賃の額を近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めるものであること。

四 子育て定住支援賃貸住宅の入居者の選定方法その他賃貸の条件が（3-1）から（6）までに定める基準に従い、適正に定められるものであること。

五 子育て定住支援賃貸住宅の管理の期間（（7）の規定に基づき、子育て定住支援賃貸住宅の用途の変更のための廃止を行った後に地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号通知）第2条第9号の規定に基づく地域優良賃貸住宅（公共供給型）（以下「地域優良賃貸住宅（公共供給型）」という。）として管理する期間を含む。）が10年以上であること。

六 地域優良賃貸住宅整備基準（平成19年3月28日付け国住備第164号）に適合していること。

七 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）に基づく地域住宅計画の目標に、避難者の住宅対策を位置付けるとともに、その他関連する事業として、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること。

(2) 子育て定住支援賃貸住宅の入居者の資格は、平成23年3月11日に当該子育て定住支援賃貸住宅の位置する市町村に居住していた者であり、かつ、現に、当該市町村外に避難している者であつて、その所得が48万

7千円以下の者とする。

(3-1) 地方公共団体は、子育て世帯（同居者に18歳未満の者がいる者をいう。）が概ね半数以上となるように、子育て定住支援賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

(3-2) 前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、入居の申し込みの期間の初日から起算して少なくとも1週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

(3-3) 前2項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

- 一 賃貸する住宅が子育て定住支援賃貸住宅であること
- 二 子育て定住支援賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- 三 入居者の資格
- 四 家賃その他賃貸の条件
- 五 入居の申し込みの期間及び場所
- 六 申し込みに必要な書面の種類
- 七 入居者の選定方法

(3-4) 前項第五号の申し込みの期間は、少なくとも1週間としなければならない。

(4) 子育て定住支援賃貸住宅においては、入居の申し込みを受理した戸数が募集戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により入居者を選定しなければならない。

(5) 地方公共団体は、入居者が不正の行為によって子育て定住支援賃貸住宅に入居したときは、当該子育て定住支援賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(6) 地方公共団体は、次の各号に掲げる場合を除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

- 一 毎月その月分の家賃を受領する場合
- 二 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

(7-1) 入居者は、家賃の減額措置を受けようとするときは、地方公共団体に所得を証明する書類を添付した申請書を提出しなければならない。

(7-2) 地方公共団体は、(7-1)に掲げる申請があった場合には、その内容を審査し、入居者に家賃の減額に係る事項その他必要な事項を通知するものとする。

(8) 子育て定住支援賃貸住宅は、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）制度の終了をもって、実施要綱第4の5の一に基づく定住緊急支援事業計画の変更を行い、かつ、当該子育て定住支援賃貸住宅の処分に係る国土交通大臣又は地方整備局長の承認を受けて、地域優良賃貸住宅（公共供給型）への用途の変更のための廃止を行うものとする。

2. 子育て定住支援賃貸住宅整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を子育て定住支援賃貸住宅の建設に要する費用の額（当該子育て定住支援賃貸住宅を、地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日国住備第162号。以下「地優賃補助要領」という。）第2条第一号りに規定する地域優良賃貸住宅（公共建設）とみなして、地優賃補助要領を適用し、算定した額とする。）とし、 α_i を3分の2とする。

3 子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化

1. 交付対象事業

子育て世帯の帰還・定住を促進するため、実施要綱第5の1の一の⑥に規定する子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業（以下「子育て定住支援賃貸住宅家賃低廉化事業」という。）を交付対象事業とする。

2. 子育て定住支援賃貸住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を子育て定住支援賃貸住宅の家賃と入居者負担額の差額の合計額とし、 α_i を 45/100 とする。また、 A_i の算定にあたっては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成 18 年 3 月 27 日付け国住備第 126 号）第 8 各項に掲げる規定を準用することとする。

ただし、第 8 各項において「地域優良賃貸住宅」とあるのは「子育て定住支援賃貸住宅」とし、同第 2 項第二号イ（1）（二）（ロ）において「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。）」とあるのは、「地方公共団体の長」とし、同号イ（3）において「同居者に小学校修了前の者があるもの」とあるのは「同居者に 18 歳未満の者があるもの」とする。

4 効果促進事業等

1. 交付対象事業

実施要綱第5の2の一に定めるところによる。

2. 効果促進事業等に係る基礎額

基礎額の算定にあたっては、 B_j を当該年度の当該効果促進事業等の事業費（事務費を除く。）とし、 β_j を $1/2$ とする。